

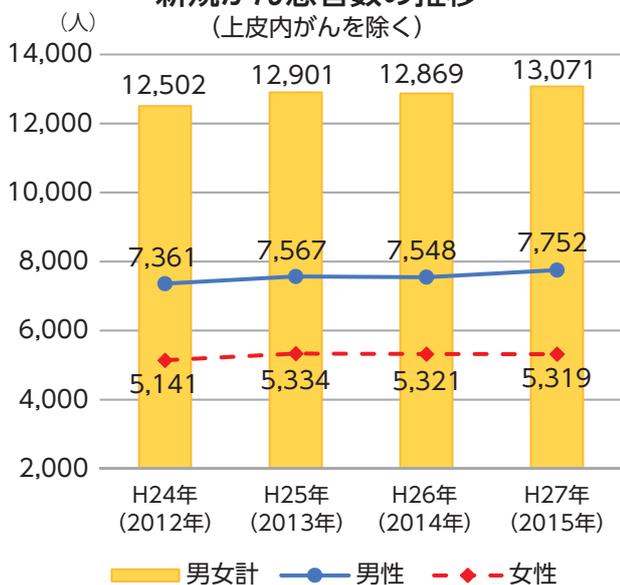
栃木県がん対策推進条例

平成30(2018)年4月1日施行

栃木県では、がん患者とその家族をはじめ、すべての県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、「**栃木県がん対策推進条例**」を制定しました。

県内のがんの状況

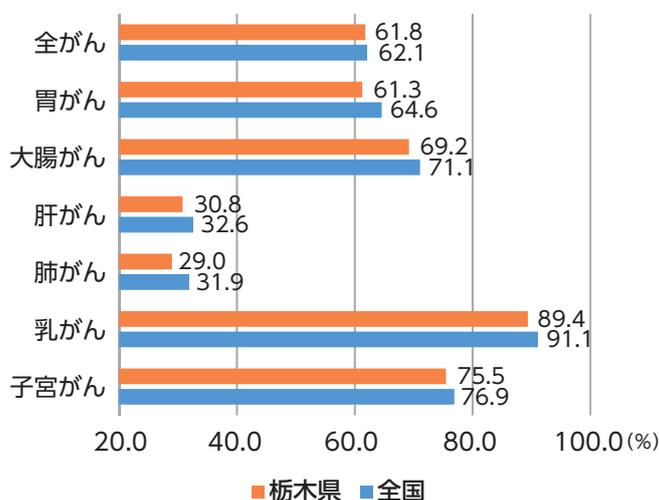
新規がん患者数の推移



出典:「栃木県のがん2012-2015」

5年相対生存率

(上皮内がんを除く、男女計)
(H18(2006)年-H20(2008)年診断)



出典:国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」

- ✓ 日本人の2人に1人ががんになると言われるなど、**がんは身近な病気**となっています。
- ✓ **がん患者とその家族を社会全体で支える**ことがますます重要となってきました。

「県民一人一人ががんを知り、
がんと共生する地域社会」
を目指します！

栃木県がん対策推進条例のポイント

基本となる考え方

◆がん対策を推進するための基本理念を定めています。(第2条)

- がん患者が**住んでいる地域にかかわらず、良質で適切ながん医療を切れ目なく受けることができる**ようにすること。
- がん患者本人の意向を十分尊重してがんの治療方法などが選択されるよう、**がん医療を提供する体制の整備**がなされること。
- がん患者やその家族が**福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援**を受けることができるようにすること。
- がん患者やその家族が円滑な社会生活を営むことのできる**社会環境の整備**が図られること。
- 県、市町村、医療機関、医療保険者、事業者、学校、患者団体などの相互の密接な連携**のもとに行われること。
- がんに関する**個人情報**の保護について適正な配慮がなされるようにすること。

関係者の役割

◆県のほか、県民のみなさんや医療機関、事業者等の責務を定めており、お互いに連携・協力しながらがん対策を進めます。(第3条～第9条)

- ・県や市町村の取組に協力し、がんの予防や早期発見に寄与するよう努めます。
- ・他の医療機関と連携し、良質で適切ながん医療の提供に努めます。



医療機関

- ・がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防や早期発見に努めます。
- ・がん患者やその家族への理解を深めるよう努めます。



県民

- ・がんに関する正しい知識を持ち、がん患者やその家族への理解を深めるよう努めます。
- ・県や市町村の取組に協力し、がん患者やその家族が働きやすい職場環境の整備に努めます。



事業者

- ・県や市町村が行うがんの予防や早期発見に関する普及啓発などに協力するよう努めます。



医療
保険者

- ・がん対策を進めるための取組を総合的に定め、実施します。



県

- ・県等と連携を図りながら、がん対策を進めるための取組を実施します。



市町村

連携・協力

がん対策を進めるための取組

◆がん対策の推進に関する基本的な取組を定めています。(第12条～第20条)

がんの予防と早期発見の推進

- がんの予防の推進
がんを予防するため、**生活習慣の改善**や**受動喫煙の防止**の促進などに取り組みます。
- がんの早期発見の推進
がんを早期に発見するため、市町村や職場で行われる**がん検診の受診率や質の向上**の促進などに取り組みます。

がん医療の充実

がん患者が住んでいる地域にかかわらず、良質で適切な医療を切れ目なく受けられるよう、**拠点病院※1**での**がん医療の充実**や**先端的ながん医療の提供体制の整備**の促進などに取り組みます。



必要な基盤の整備

- がんに関する教育の推進
県民が、がんに関する正しい知識とがん患者やその家族への理解を深めることができるよう、**学校教育**や**社会教育の場でのがんに関する教育**の推進に取り組みます。
- がん登録※4の推進
がんに関する調査研究を促進し、がん対策を科学的知見に基づいて行うため、**がん登録**や、**これによって得られた情報の活用**などに取り組みます。

がん患者やその家族を支えるための環境づくり

- 緩和ケア※2の充実
がんと診断された時から緩和ケアが適切に提供されるよう、**普及啓発**や**提供体制の充実**の促進などに取り組みます。
- 相談支援・情報提供体制の充実
がん患者やその家族からの相談に応じ、必要とする情報の提供や助言が適切に行われるよう、**拠点病院での体制の充実**の促進や**患者団体の活動支援**などに取り組みます。
- 仕事と治療等との両立の促進
がん患者やその家族が仕事と治療等を両立できるよう、**事業者の理解**や**職場環境の整備**の促進などに取り組みます。
- ライフステージに応じたがん医療と支援の充実
小児がん等※3の特性や高齢のがん患者の心身の状態など、**年齢やその他の特性に応じた医療や支援の充実**の促進などに取り組みます。

◆県では、こうした取組を検討するため、**栃木県がん対策推進協議会**を設置します。(第21条)

用語解説

- ※1 拠点病院…専門的ながん医療の提供などの役割を担う病院として、国や県が指定した病院のことです。
- ※2 緩和ケア…がん患者の体の痛みや心のつらさをやわらげ、より豊かな人生を送ることができるようサポートすることです。
- ※3 小児がん等…小児がんやその他の若年において発症するがんのことです。患者数が少なく、希少ながんが多いなどの特徴があります。
- ※4 がん登録…がんの診療、経過などに関する情報を集め、保管、整理、分析する仕組みのことです。

がんを予防するにはどうしたらいいの？

- 「禁煙」「節酒」「食生活」「身体活動」「適正体重の維持」の5つの生活習慣を実践することで、がんになるリスクは大きく減らすことができるといわれています。
- ただし、がんになる原因は生活習慣以外にもさまざまです。市町や職場などで実施している**がん検診を定期的に受けましょう！**

▶5つの生活習慣

禁煙	たばこは吸わない。他人のたばこの煙を避ける。
節酒	飲むなら、節度ある飲酒をする。(毎日飲むなら日本酒1合、ビール中瓶1本程度)
食生活	食事は偏らずバランスよくとる。(減塩する、野菜と果物をとる、熱い飲食物は冷ましてから)
身体活動	日常生活を活動的に過ごす。(例えば、歩行と同じくらいの身体活動を1日60分行うなど)
適正体重の維持	成人期での体重を適正な範囲に維持する。(BMI値18.5~25未満の範囲)

参考：国立がん研究センター「日本人のためのがん予防法」及び「とちぎ健康21プラン」

▶国が推奨するがん検診項目

胃がん	男性・女性	胃X線検査(40歳以上・毎年)または胃内視鏡検査(50歳以上・隔年)
大腸がん		便潜血検査(40歳以上・毎年)
肺がん		胸部X線検査(+喀痰細胞診) (40歳以上・毎年)
子宮頸がん	女性	視診、子宮頸部の細胞診及び内診 (20歳以上・隔年)
乳がん		マンモグラフィ(40歳以上・隔年)

出典：厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」

がんになったら仕事を辞めなくてはいけないの？

- 医療技術の進歩などにより、がんになっても**治療を受けながら仕事を続ける**ことができるようになってきています。
- がんになっても、**すぐに仕事を辞める決断をせず**、周囲に相談したり、「**がん相談支援センター**」などを利用しましょう。
- がん患者が仕事を続けるには、**職場の理解**も大切です。もし、職場の上司や部下、同僚、従業員などががんになったら、**どのような支援ができるか**、それぞれの立場で考えてみましょう。

▶がん相談支援センターとは

県内のがん診療連携拠点病院等に設置されており、専門の相談員が信頼できる情報に基づいて、がんに関する様々な質問や相談に対応しています。その病院にかかっていなくても、**どなたでも無料で**相談することができます。

※相談窓口など、詳細は「がん情報とちぎ」のホームページをごらんください。

URL:<http://www.ganjoho-tochigi.jp/face/02.html>



このリーフレット・条例についてのお問合せ先

栃木県保健福祉部健康増進課 がん・生活習慣病担当

- 〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20
- 電話：028-623-3096 / FAX：028-623-3920
- E-mail：kenko-zoshin@pref.tochigi.lg.jp